

I いじめとは

1 いじめ防止対策の基本理念

- (1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めるようにします。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携のもと、現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携し、いじめの問題の克服に取り組みます。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（福島市いじめ防止等に関する条例(令和5年6月改正)(以下条例)第2条第1号)

3 いじめに対する基本認識

- (1) いじめ対応にあたって、これまでの「いじめは、どこでもどの生徒においても起こり得る」というレベルから、「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する必要がある。
- (2) いじめは人間として決して許されない行為です。いじめの被害者側にも問題があるなどの考えは一切否定されるべきものであり、「いじめは絶対に許さない」という強い気持ちをもって取り組まなければならない。
- (3) いじめは暴力行為の有無にかかわらず、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生徒の生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがある。

4 いじめの認知にあたっての教職員等の心構え

- (1) いじめの認知にあたっては、いじめの被害生徒の立場に立つ。
- (2) いじめの被害生徒本人が、被害に遭っていることを否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているかどうか。」を慎重に見定める。
- (3) いじめを認知するにあたっては、学級担任等の特定の教職員のみでなく、学校全体で組織的に判断する。
- (4) SNS上における悪口など、いじめの対象となっている生徒本人が気付いていない（心

- 身の苦痛を感じるに至っていない) ケースも想定されるので、適切な対応に努める。
- (5) いじめの事実を隠蔽するような対応は許されない。
 - (6) いじめは、すべての生徒が、被害者、加害者いずれの立場にもなり得る。また、被害者と加害者が短期間で入れ替わることがあるので、注意が必要である。
 - (7) いじめは、生徒が所属する学級や部活動等といった閉塞性等を伴う環境において発生しやすい。
 - (8) (7) に伴い、学校は「観衆」として囃し立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払うなど、いじめを生まない学校風土づくりが必要である。

5 学校及び学校の教職員の責務（条例第7条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、市、教育委員会、学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等との連携を図りつつ、当該学校及び学校の教職員が組織的に学校全体でいじめの防止、早期発見及び早期解消に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

II いじめ防止のための基本方針

1 いじめの防止等の対策のための組織

組織的にいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に取り組むため、校内に「いじめ根絶チーム」を置く。

(1) 組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(2) 組織構成 組織構成は以下のとおりとする。

① 日常でのいじめ防止と早期発見のための情報収集

- ・週1回の生徒指導委員会を活用

校長 教頭 生徒指導主事 学年生徒指導担当 養護教諭 スクールカウンセラー
その他校長が必要と認める者

② いじめ発見と早期対応時

- ・学級内の場合、当該担任と当該学年主任が加わる。
- ・部活動の場合、部顧問が加わる。
- ・状況に応じ、スクールカウンセラーおよび校長が必要と認める者が加わる。

③ 重大事態時

- ・市教委への相談・指導を踏まえ、スクールカウンセラーやPTA会長、民生児童委員等外部人材の協力を得るとともに児童相談所・警察署と連携し、対応する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 基本姿勢

- ① いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、全ての生徒を対象にいじめの未然防止及び対応に取り組む。
- ② 未然防止を図るためには、生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりに取り組む。
- ③ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 具体的取組

- ① いじめを許さない学校・学級づくり 問題が発生しにくい学校風土づくり
 - ・学校生活全体を通して、「いじめは人間として絶対許されない」という意識を一人ひとりの生徒に徹底させる。(校長訓話、生徒会活動、短学活など)
 - ・学校生活全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成する。(校長訓話、生徒会によるいじめ撲滅宣言、人権活動・奉仕活動の充実、短学活での生活の振り返りなど)
- ② 学級経営の充実
 - ・教師の受容的・共感的態度により、互いを認め合う学級を作る。
 - ・生徒の自立的・自発的活動を保証し、規律と活気ある学級集団を作る。
 - ・正しい言語環境を認める集団を育てる。
 - ・定期的に行う生活アンケートや生徒の生活の様子などから変化の兆候を素早く把握し、早期対応につなげる。
- ③ 授業中における生徒指導の充実
 - ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業作りに努める。
 - ・「わかる授業」を通して生徒の学び合いを保証する。
 - ・集団への関わりに消極的な生徒に対して、満足感や達成感や連帯感が持てるよう教師の適切な支援を行う。
- ④ 道徳教育の充実
 - ・自他を尊重する態度、人権を守る態度など、いじめ防止に関わりのある題材を指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。
- ⑤ 学級活動の充実
 - ・話し合い活動を通して、学級の諸問題の解決を図る。
 - ・グループエンカウンターなどの手法を用いてコミュニケーションを活性化する。
 - ・ソーシャルスキルトレーニングなどの手法を用いて、人間関係のトラブルの対処法を身につけさせる。
 - ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ⑥ 学校行事の工夫
 - ・生徒が達成感や自己有用感、感動や人間関係の深化が得られるよう行事内容の精選見直

しを含め工夫して取り組む。

⑦ 生徒会活動の工夫

・生徒が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組む意識が育つよう活動内容の充実を図る。

⑧ 情報モラル計画の充実

・パソコンや携帯電話のトラブルケースを積極的に学ぶ。ケース会議を開催する。

⑨ 発達障害のある生徒へのいじめ防止

・障がいの特性や関わりを理解するような研修を行う。

⑩ いじめ根絶チームの積極的な活用

・いじめ防止対策全体計画の実行とPDCAサイクルによる検証による。

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 基本姿勢

① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。

② 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(2) 具体的取組

① 教員と生徒との日常の交流を通しての発見

・昼休みや放課後の機会に、気になる生徒に目を配り、普段と異なる様子を確認したら声をかけ様子を確認する。

② 複数の教員の目による発見

・教員が学校生活活動生徒に関わり、発見の機会を増やす。

・教室等への経路を変えたり気になる場所を確認したりすることにより、発遣の機会及び予防線を巡らす。

・休み時間や昼休み、放課後の校内巡回を適時行い発見につなげる。

③ アンケート調査の実施と分析

・いじめを含めた生活アンケート等の調査を計画的（年4回）に行う。確認・分析はダブルチェックを基本とし、重層的に行う。

④ 教育相談を通じた実態把握

・定期的に教育相談や進路相談を実施するとともに、生徒が希望するときに相談ができる体制と環境を整える。

・相談方法や相談結果について、スクールカウンセラー等より助言を得る。

(3) いじめを訴えることの意義と手段の周知

・「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことを日頃から指導し、浸透させる。

- ・学校における「いじめ相談」対応について家庭や地域に周知する。
- (4) 匿名による訴えの対応
- ・匿名での訴えを尊重しながら、早期解決のために氏名等の情報が必要であることを伝える。
 - ・秘密を厳守して、相談者の意向に沿った対応を行うことを伝える。
- (5) 保護者や地域からの情報提供
- ・日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめ発見及び情報提供に協力を求める。
 - ・保護者が生徒の変化を感じた場合、またはいじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

4 いじめ重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 調査を要する重大事態

① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 など
- ・精神性の疾患を発症した場合など
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(3) 重大事態の報告

- ・重大事態の発生について、学校から教育委員会を通じて7日以内に市長(総務課)へ報告をする。いじめが原因の欠席日数が1日でもあった場合、30日を待たずに教育委員会

に連絡を行う。場合によっては教育委員会のいじめ防止サポートチームに派遣要請を行う。

(4) 重大事態の調査

調査を行う組織として、①教育委員会の諮問を受け調査等を行う「調査委員会」、②重大事態の調査を行う「重大事態調査チーム」、③学校に設ける「いじめ根絶チーム」の3つのチームによって調査を行う。不登校重大事態に係る調査は、主としていじめ解消と対象生徒の学校復帰の支援につなげることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・生徒の状況は学校において把握していることを踏まえ、調査に際して学校の果たす役割は大きいことから、主となり調査に当たるのは教育委員会会議で協議し判断するが、学校が調査に当たることを原則とする。学校が調査をする場合は重大事態対応フロー図の流れに沿って対応する。

5 いじめに対する措置

(1) いじめを把握したら、何よりも被害生徒の保護を最優先とする。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠であるため、以下の点に留意する。

- 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払う
- いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝える
- 大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めない
- 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくる

(2) 「力になりたいので、何でも言ってほしい」と被害者のニーズを確認し、危機と一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保や加害生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を本人や保護者に提示する。

(3) 加害生徒への指導及び被害生徒と加害生徒との関係修復を図る。加害生徒の保護者にも協力を要請し、加害生徒が罪障感を抱き、被害生徒との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけを行う。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害生徒の成長支援という視点に立って、加害生徒の内面理解に基づいた働きかけをSCやSSWを活用しながら長期的な指導ビジョンをもって行う。

再発防止のため、加害生徒へのアセスメントと指導・援助をしっかりと行う。また、指導の事前及び対応の過程で被害生徒及びその保護者の同意を得る、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮も忘れずに行う。

(4) いじめがあった学級においては、いじめを見ていた生徒には自分の問題として捉えさせ、はやしたてるなど同調していた生徒に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。さらに、当事者を含め周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すことができるよう、学級全体で話し合う場を設け、いじめの再発防止に努める。

(5) 対応にあたっては、「いじめ根絶チーム」が中心となり、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら推進する。

6 いじめ解消の判断

学校は単に謝罪をもっていじめが解消したと判断せず、少なくとも、以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。再発の可能性が十分あることを踏まえ、日常的な生徒の観察、心のケア等を行う。また、対応にあたっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」「いじめられる側にも原因がある」など、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検のうえ、対応に当たる。

(1) いじめに係る行為が解消している。

- ・ いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。

- ・ いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること

7 年間計画

月	内容	月	内容
4	・ 生徒指導全体協議会 ・ 小学校からのいじめ事案の引継	9	・ いじめ調査(生活アンケート) ・ いじめ事案に対するシミュレーション研修
5	・ いじめに対する適切な対応について 伝達講習 ・ いじめ調査(生活アンケート) ・ 二者相談	10	・ 学校生活アンケート
		11	・ 二者相談 ・ 三者相談
6	・ Q-Uテスト(1・2年)	12	・ いじめに関わる法律に関する研修
		1	・ チャンス相談(冬休みの変容等把握)
7	・ 三者相談(3年) ・ Q-Uに基づく校内研修会	2	・ いじめ調査(生活アンケート)
		3	・ 今年度の反省・評価 ・ 小学校からのいじめ事案の確認
8	・ チャンス相談(夏休みの変容等把握)		

◎いじめ根絶チーム

※毎週水曜日の生徒指導委員会での情報交換(S Cの勤務曜日を合わせる)

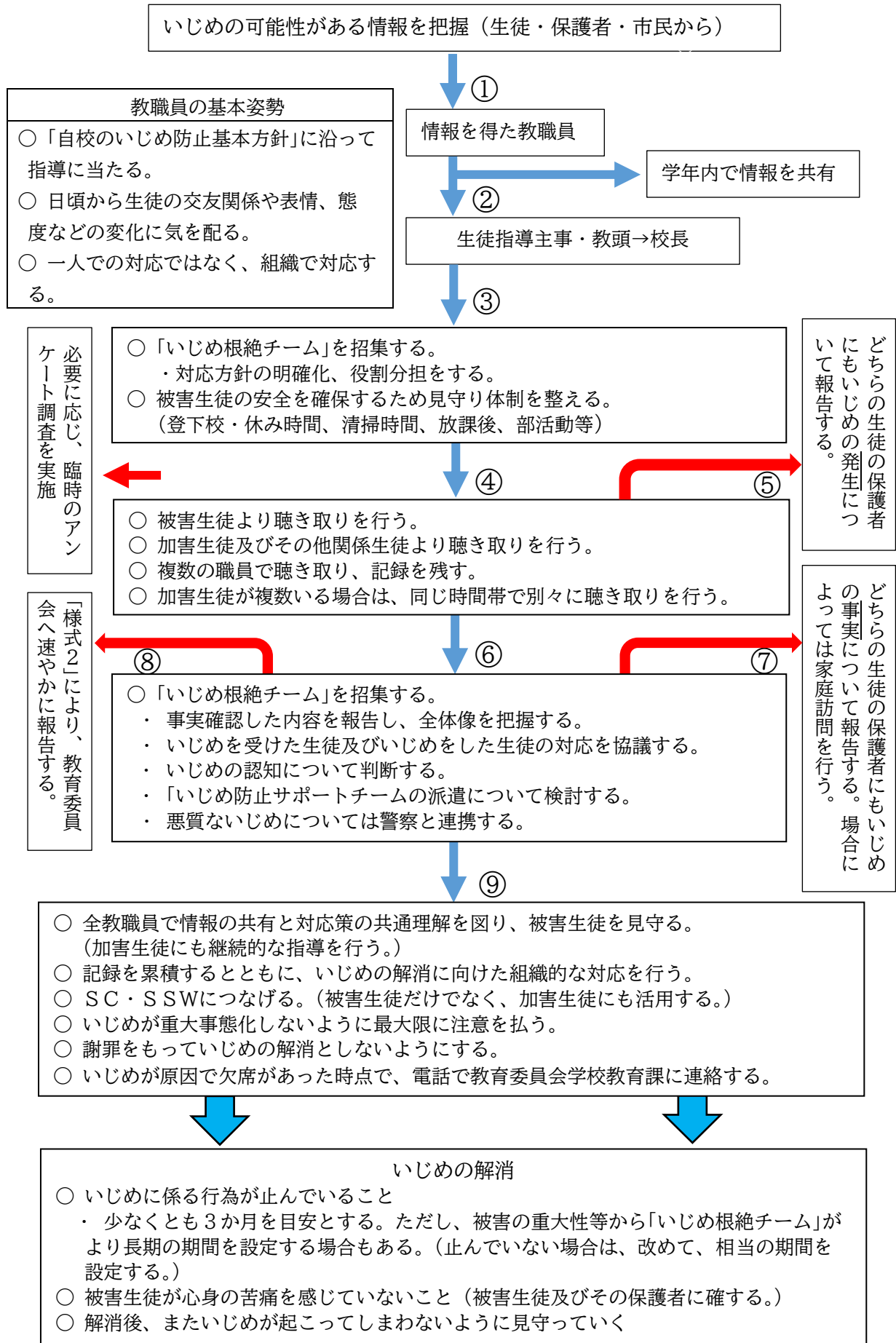
※いじめ事案発生時、随時開催

8 評価と改善

(1) 年度末、年間活動計画の評価及び改善に向けて以下の観点で協議を行う。

- ・ 挨拶や正しい言葉遣いなど、いじめのない学校環境が醸成できたか。
- ・ 生徒のいじめ根絶に対する考えが育っているか。
- ・ 教師のいじめ防止に対する考え方が高まっているか。
- ・ 学校行事や生徒会活動でいじめ防止に係る活動を行ったか。
- ・ 保護者や地域に対していじめ防止に係る啓発活動を行ったか。
- ・ いじめ防止について保護者や地域から理解ある協力が得られることができたか。
- ・ 情報リテラシー等の研修を積極的に実施したか。

- ・いじめ事案を未然に予防することができたか。
 - ・いじめ事案に早急に対処できたか。
 - ・いじめ根絶チームは、年間を通して有効に機能していたか。
 - ・学校いじめ防止対策基本方針の見直しと改善。
- (2) 年間を通していじめ発生件数0の場合、その事実を生徒および保護者に公表する。



1 重大事態の発生及び疑い

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長に報告）
 - A) 生徒の「生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - B) 生徒が「相当の期間学校を欠席をすることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（年間30日が目安。）
 - C) 生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」

2 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

① いじめ根絶チームを母体とした調査組織を設置する。

- いじめ根絶チームに重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。（学校評議員、民生委員、PTA代表、警察関係者（OBも含む。）など）
- 教育委員会のSCやSSWを必要に応じて派遣申請する。

② 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施する。

※「ガイドライン」（文科省）p7～p10が示す6項目の説明をした上で実施。

- 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図る。
- 原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積する。（5W1Hが有効。）
- 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告する。
- 被害生徒及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供する。

③ 累積した記録をもとに、調査結果を取りまとめる。

- 聴取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面としてまとめる。
- 調査報告書の記載内容は、下記を参考にする。
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告する。
- 報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告する。

④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告する。

- 学校は被害生徒及びその保護者に調査結果を報告するが、被害生徒及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出する。

⑤ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

- 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、学校は、調査資料を整理しておく。
- 学校は調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じる。

調査報告書の記載内容

- 1 学校名・対象生徒名(学年・学級・性別)
- 2 調査の概要(いじめ・重大事態の概要について記載)
- 3 調査の目的(学校での同種事案の発生防止についても明記)
- 4 調査を行う組織及び調査の進め方(組織・調査対象・調査手法・聴き取り方法・調査経過)
- 5 被害生徒の状況(学校生活状況・出席状況・友人関係・部活動の活動状況・保健室の利用状況・SCとの面談・学校生活アンケートの結果等について明記)
- 6 調査内容(事実関係)
 - ※ 対象生徒・保護者・教職員・関係する生徒・保護者からの聴取等や記録に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったのか、確定した事実を根拠とともに時系列で記載します。
- 7 調査結果のまとめ(いじめ・重大事態に当たるかどうか、調査組織の所見として記載)
- 8 今後の対象生徒の支援方針(加害生徒の支援方針も記載)
- 9 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長の所見を記載
- 10 教育委員会の対応に不備があった場合は、その内容と改善策を記載